西宮市一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市一般廃棄物処理施設整備事業の実施に際し、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について必要な審議を行う。
 - 一般廃棄物処理施設整備事業に係る事項
 - ① PFI 導入可否を含めた事業手法の検討
 - ② 施設基本計画及び要求水準書(案)の検討
 - ③ 発注及び契約方式の検討
 - ④ その他、重要事項の検討

(構成)

- 第3条 検討委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。
 - (1) 委員長 副市長(環境局の主担当)
 - (2) 副委員長 副市長 (環境局の副担当)
 - (3) 委員 政策局長、財務局長、環境局長、政策総括室長、 政策局参与(行政経営改革等担当)、財務総括室長、資産管理部長、 環境総括室長、環境事業部長、環境施設部長

(設置期間)

第4条 検討委員会の設置期間は平成28年5月31日から所掌事務終了までとする。

(委員長の職務)

- 第5条 委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員に選任することができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その者 から意見を聴き、又は説明を受けることができる。

(会議)

- 第6条 検討委員会は委員長が招集し、必要の都度、開催する。
- 2 その他、会議について必要な事項は委員長が定める。

(ワーキングチーム)

- 第7条 第2条各号に掲げる検討委員会の所掌事務に係る検討課題の抽出、調査及び整理を行 うため、西宮市一般廃棄物処理施設整備事業ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」 という。)を置く。
- 2 ワーキングチームの運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 検討委員会の事務局は、環境局環境施設部施設整備課に置く。

付 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

付 即

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。